

沖縄県県民体育大会代表選手選考要領

平成 24 年 8 月 1 日制定

1 趣旨

この要領は、沖縄県県民体育大会テニス競技に出場する沖縄市の代表選手の選考方法（以下「選考方法」という。）や手続き等（以下「手続き」という。）について定める。

2 基本方針

選考方法は、沖縄県県民体育大会実施要領の趣旨に沿い、公平及び公正で、かつ、沖縄市民から幅広い参加を促すものでなければならない。

3 選考方法の概要

3.1 選考試合の結果を基に、下記 4 に規定する選考委員会が代表選手又は代表選手の候補者（以下代表候補者）という。）を決定する。

3.2 代表候補者が選出された場合は、選考試合後に実施する強化練習、強化試合又は第二次選考試合の状況・結果等を基に、選考委員会が代表選手を決定する。

4 選考委員会

4.1 沖縄市テニス協会会則第 18 条に基づき、沖縄市テニス協会内に代表選手を選出するための選考委員会を設置する。

4.2 選考委員会の委員は、会長、副会長、監事及びテニスに造詣が深い者（若干名）とし、理事の助言を基に会長が選出する。

4.3 委員は男性及び女性の両性から構成されなければならない。

4.4 選考委員会委員の任期は、沖縄市テニス協会役員の任期と同じとする。

5 選考試合

5.1 各年代、男女別にシングルス及びダブルスの試合を行う。ただし、シングルスのみが設定されていない年代は、ダブルスの試合のみを行う。

5.2 可能な限り、シングルス及びダブルスの試合は別の日程で実施するとともにシングルスのみを先行して実施するものとする。

5.3 選考試合参加者は、沖縄県県民体育大会の規定に沿い、当該年代より若い年代のクラスの選考試合に出場することができる。

6 選考基準

6.1 選考委員会は、選考試合の結果を最大限尊重して代表選手及び代表候補者を選出しなければならない。

6.2 選考委員会は、選考試合後速やか（概ね 1 週間以内）に代表選手又は代表候補者を選出し、それを公表しなければならない。

6.3 選考試合の結果だけで代表選手を決定することが困難な場合、選考委員会は代表候補者を選出し、強化練習、強化練習試合又は第二次選考試合の結果を基に代表選手を選出する。

6.4 原則として、選考試合に出場した者のみが代表選手の選考対象となる。

6.5 沖縄県テニス協会のポイントランキング上位者（概ね 20 位以内）で、かつ選考試合にどうしても出場できない正当な理由があると選考委員会が全会一致で認めた場合に限り、選考試合に出場していない者も選考対象とすることができる。

6.6 5 選考試合の結果から逸れた選考結果になった場合、選考委員会は選出理由をホームページ上で公表するとともに沖縄市テニス協会会員及び沖縄市民の理解を得るよう努めなければならない。

7 代表選手

代表選手に選出された者は強化練習及び強化試合に積極的に参加し、競技能力の向上に努めるとともに、沖縄市民の期待に応えるよう最大限の努力をしなければならない。

8 その他申し合わせ事項

8.1 シングルの試合で好成績を取めた者は、原則としてシングルの代表選手とする。

8.2 シングルの選考試合で代表選手又は代表候補者に選出されなかった者は、ダブルスの選考試合に参加することができる。

8.3 選考委員会は、選考試合の開催情報を、新聞、広報おきなわ、沖縄市テニス協会等さまざまな方法で通知し、周知が徹底されるよう努力しなければならない。

8.4 選考試合、強化練習、強化練習試合及び第二次選考試合の手続きは、選考委員会委員が行う。

8.5 選考試合及び選考手順の詳細については、選考委員会が定める。